

老発0902第1号
令和6年9月2日

一般社団法人
日本在宅介護協会 会長 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

令和6年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）へのご協力依頼について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省では、介護サービス施設・事業所を対象として、「令和6年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）」を本年10月に実施する予定です。（別紙1）

本調査は、介護従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、今後の介護報酬改定のための基礎資料等として活用される重要なものとなることから、より多くの施設・事業所の皆様に御協力をいただきたいと考えております。

つきましては、本調査の趣旨をご理解いただき、貴団体より所属の施設・事業所に対し、調査への協力について周知いただくなど特段のご配慮をお願いいたします。

なお、法人本部の方にもご協力いただくことで、より円滑かつ正確な回答が可能となることをご要望があったことを踏まえ、事前に届出いただいた法人本部の方に対して、傘下の調査対象施設・事業所分の調査票をまとめて送付する「一括送付」を行うこととしていますので、併せてご周知をお願いいたします。（別紙2、3）

施設・事業所の方へのご案内 介護従事者処遇状況等調査へのご協力をお願いいたします

- 厚生労働省では、令和6年10月に「介護従事者処遇状況等調査」を実施する予定です。
- 本調査は、介護従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、今後の介護報酬改定のための基礎資料等として活用される大変重要な統計調査です。
- 調査票が届いた施設・事業所の皆さまにおかれましては、本調査へのご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【調査票の送付時期】

調査票の送付は10月頃を予定しています。

※本調査は無作為抽出調査のため、調査票が届かない事業所においては、今回の調査対象ではございません。

【調査票の提出期限】

インターネットによる回答：11月7日（木）（予定）までに調査専用サイトにご提出ください。

紙の調査票による回答：10月31日（木）（予定）までにご投函ください。

ご回答いただいた調査内容は、介護報酬改定の検討に活用されます。



※統計法第41条により、回答いただいた調査報告の秘密は厳守され、行政上の経営管理や税務調査のための資料といった、統計以外の目的に使用することはありません。

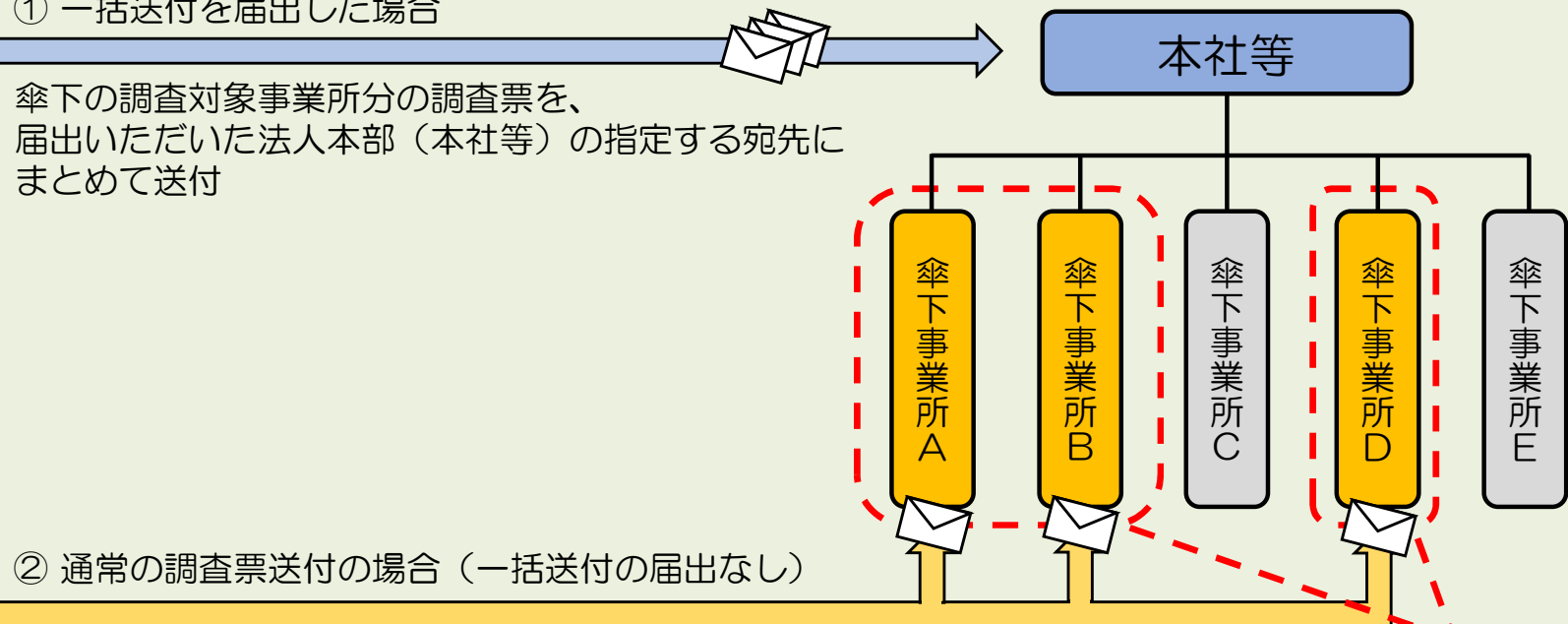
法人の方へのご案内 「一括送付」の仕組みを導入しています

- 「一括送付」は、事前に届出いただいた法人本部（本社等）宛に、傘下の調査対象事業所分の調査票をまとめて送付する仕組みです（下図①）。
- 法人本部（本社等）の方にもご協力いただくことで、より円滑に回答ができるようになりますので、この仕組みについて、積極的にご活用いただくようお願いいたします。
- ※ 「一括送付」の届出がない場合は、通常の調査方法（下図②）にて調査対象事業所宛に調査票を送付いたしますので、一括送付を希望しない場合は届出の必要はありません。
- ※ 「一括送付」の届出は、傘下に施設・事業所を有する法人本部（本社等）のみが対象です。傘下に属する各施設・事業所からの届出は受け付けておりませんので、ご注意ください。

厚生労働省（調査事務局）

① 一括送付を届出した場合

傘下の調査対象事業所分の調査票を、届出いただいた法人本部（本社等）の指定する宛先にまとめて送付



② 通常の調査票送付の場合（一括送付の届出なし）

直接、調査票を調査対象事業所宛に送付

調査対象事業所

法人の方へのご案内 「一括送付」の仕組みを導入しています

＜「一括送付」の届出方法＞

- ① 当省HPから届出書をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出先メールアドレスへご提出ください。【提出期限】**9月20日（金）**
 厚生労働省HP「一括送付の仕組みの創設について」
https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/78-23_shikumi.html
 ※以前の調査で届出を行ったことがある事業所においても、お手数ですが再度のご提出をお願い致します。
- ② 内容確認後、調査事務局よりメールで調査対象事業所一覧のお知らせを行うとともに、郵送にて調査対象事業所分の調査票を法人本部（本社等）へ送付いたします。



※「一括送付」手続きの流れ

Step 1 届出書のダウンロード

・「一括送付」を希望する場合、厚生労働省HPから届出書をダウンロードしてください。

9月20日まで

Step 2 届出書の記入・提出

・様式に必要事項を記入の上、提出先メールアドレスまでお送りください。
 ※提出先メールアドレスは当省HPに掲載

10月頃～

Step 3 調査対象事業所一覧の送付

・調査事務局から調査対象となった事業所の一覧をお送りいたします。

Step 4 調査票の受取

・法人本部宛（届出書記載の住所）に、調査対象となった事業所分の調査票等が一括で送付されます。

※Step3と4は前後する場合があります。

10月末～11月上旬

Step 5 調査票の提出

・調査票に記入いただき、オンライン又は郵送にてご提出をお願いします。